



経営が労使交渉を混乱させ協遵守はどこへ。誠実交渉義務違反に対し 通知書

新賃金（ベア）と夏季手当は妥結の判断に至らない。信義誠実の原則無視の経営姿勢を是正しろ！

2026年4月1日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜勢 陽一 殿

J R東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

通知書

2026年3月31日、申第26号「能力昇給制度」導入反対、「働きがい」「生きがい」「こころの豊かさ」を実感できる賃金のベースアップと夏季手当を求める申し入れの団体交渉を開催し、26春闘における「新賃金と夏季手当」に関わる取り扱いについて、2026年度新賃金については妥結の判断には至らないこと。2026年度夏季手当については妥結判断する時期ではないことを、J R東日本輸送サービス労働組合の考え方としてお伝えしたところですが、

このような事態を作り出した根拠は、5月7日に提案された「J R東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の「組織再編」に関する団体交渉において、解明交渉であるにもかかわらず「検討中・調整中」の回答を繰り返し、東京都労働委員会への救済申立てを行う必要性まで生じさせた経営姿勢にあります。

また、「人事・賃金制度等の見直し」に関する団体交渉においても、3月27日の申第15号第8回団体交渉で全項目の審議は終了したものの、制度実施に関して妥結に至ることができませんでした。それにもかかわらず、会社は3月31日時点において「4月1日に向けて準備してきたものであるので進めていく」として、一方的に「人事・賃金制度等の見直し」を実施する姿勢を明らかにしました。

そもそも、このような新制度の一方実施ならびに「新賃金・夏季手当」に関する団体交渉において妥結に至らなかった原因は、団体交渉も終了せず新制度への合意形成すらないまま、あたかも新制度実施が合意に達しているかのように団体交渉での回答に持ち出し、労使交渉の内容にまで混乱を持ち込むという、誠実交渉義務違反を繰り返した会社姿勢があったからに他なりません。

J R東日本輸送サービス労働組合は、結成から今日まで、労使間の取扱いに関する協約を遵守し、信義誠実の原則に従って労使交渉に臨んできましたが、信義誠実とは言い難い団体交渉が繰り返される事態を看過できません。

したがって、嚴重に抗議するとともに、会社姿勢の是正のために労働組合の責務を発揮し、組合員のための活動を誠実に推し進めるために、誠実交渉義務の履行を強く求めるものです。

以上

〈新・人事賃金制度〉一方実施。ガバナンス不全とはココにある！
労使合意を図る考えが一切なく、社員と経営の距離感拡大